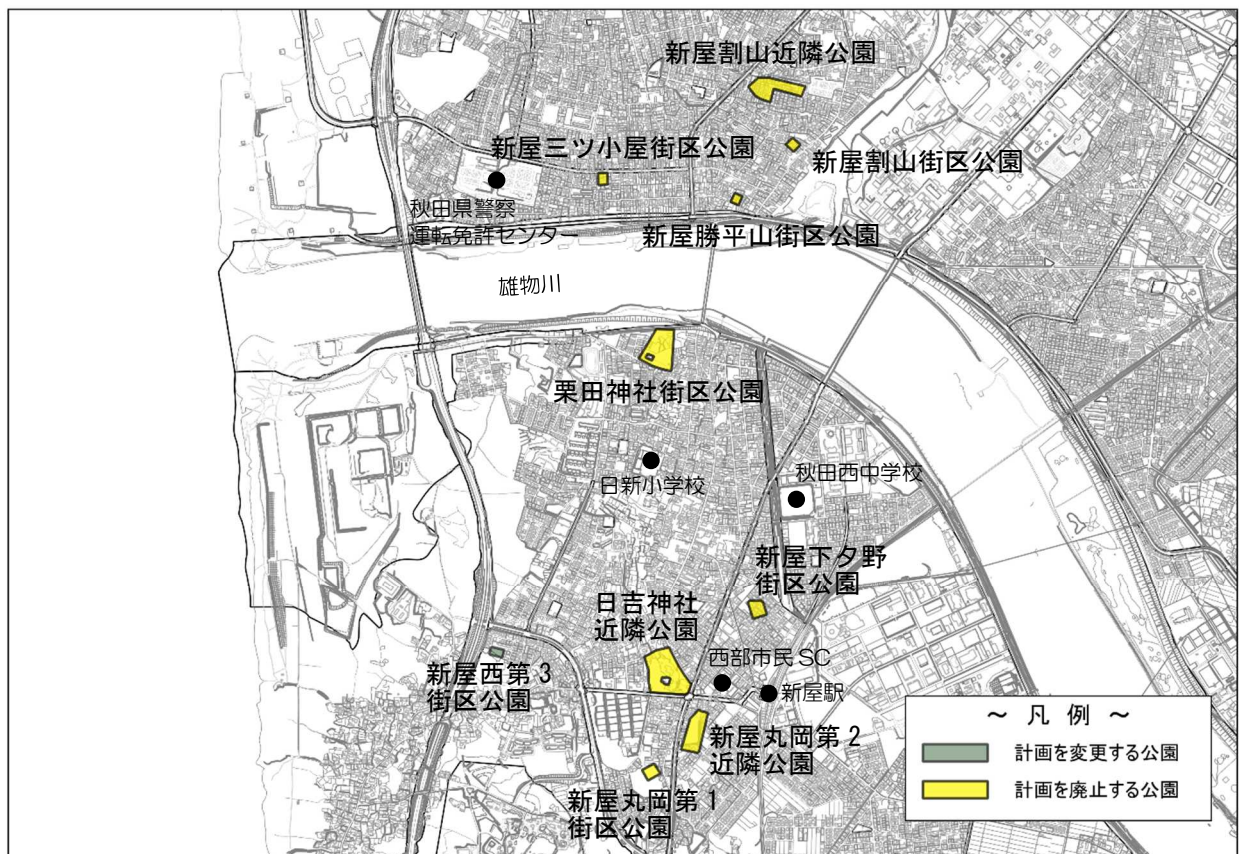


## 都市計画変更の概要（西部）

計画を変更する公園：一部開設済みの公園であり、未開設区域の計画を廃止するもの

計画を廃止する公園：未開設の公園であり、全区域の計画を廃止するもの

【新屋比内町、新屋扇町、新屋栗田町、新屋寿町、新屋船場町、新屋日吉町、新屋割山町、浜田字後谷地】



※一般的に、都市計画施設（公園）の区域内に建築物を建てる際は、都市計画法第53条に基づく許可申請が必要となりますが、今回の都市計画変更手続により、区域が廃止された場合、許可申請が不要となります。